

有機農業の推進に向けた意見交換会（2025. 10. 16.）

日本有機農業研究会の「有機農業公園づくり」等の提言

（NPO 法人）日本有機農業研究会

理事長 魚住 道郎

現状認識と具体的提案

ここ近年、気候変動によって農林水産の現場は大きな影響を受けているのは周知の事実である。異常高温、干ばつ、渇水、線状降水帯、ゲリラ豪雨による河川の氾濫、竜巻、突風、巨大台風による気象災害の発生に加え、地震や津波による大災害が各地で発生し、私たちのいのちの基盤である森里川海はこれまで経験したことのない危機に瀕し、修復不可能な農地や集落が発生しているところさえある。

日本の国土は約7割は森林とされている。とりわけ戦後の食糧難から中山間地に暮らす農家は入りくむ谷津田や棚田や畑を隔々に至るまで丁寧に耕し、戦後復興の食料生産を支えた。1961年農業基本法を契機とする農業の近代化を契機に農村から都市への人口移動が始まり、出稼ぎに出たり兼業化が進み農村風景は一変した。その後、食糧管理制度も変質し、米価は下がり、喰って行けない農家が増えた。今、現役生産者の高齢化に伴い、耕作放棄地も増え、食料生産の基盤の危機は全国に広がっている。

このままでは主食の米の生産確保さえ危うくなる時が目の前に迫っているといつて過言ではない。山村部では今まで以上に過疎化が進み、高齢者が暮らす限界集落と言われる地域も増えている。熊や猪などの獣害もますます増えることも覚悟せねばならない。まずは食料危機に備え、食料備蓄と食料自給率を上げていくことが先決だ。

そのためには、慣行も有機も共にその目標は共有すべきである。だが、そうした自給率向上は、今の農政の大規模化、大区画化、AI 搭載の大規模機械化、施設化等による生産性向上・効率化の方向性でよいのかどうか。平場だけと言っても、多くの平野には小さな山や平地林が散在し、そこかしこに里山と水田・畑作、果樹園等が配置されて現存し、農業と人々が有機的な関係のなかで農業を営み農村も息づいている。

迂遠なようにみえても、ここは、やはり、真に持続可能な農業（単に環境負荷低減だけでなく）として有機農業を農政の基本的な目標に据えること、そして、慣行農業農家も含めて、大規模経営体や効率的な経営体に「担い手」を委ねる一方ではなく、現に今ある中小規模の農家（販売農家）がそのまま継続、そしてまた新規就農者も含めた後継者に引き継いで農村に生業（なりわい）としての農業を基盤として暮らし続けていけるような政策を拡充すべきである。

また、輸出推進が重視され、輸出向けの産地づくりは有機農業にも及んでいる。国内市場が狭小化するとのことだが、こと有機農産物については、現在の円安に加え、関税動向や急成長する中国の有機農業の拡大状況をみれば、すでに中国・アジアの富裕層やアメリカへの輸出は現実味を失ったとみるべきだろう。輸出を振興しながら、他方で大量の輸入食品だけでなく、輸入有機

農産物・有機食品が日本に押し寄せ、足元をすくわれることになりかねない。

そもそも、農作物を輸出に回す余裕などないのである。輸出振興に使う予算は国内の農業（中小規模農家を含め、中山間地域を含め）を守り、後継者（新規を含め）を増やすことにこそ使うべきである。ましてや、現在の自給率のまま、足らなければ輸入すればよいとの考えはますます自給の可能性を壊すことにつながる。

一方、「みどりの食料戦略」では、この先 25 年のうちに有機農業の農地面積を 25%・100 万ヘクタールにするという高い目標値を設定している。その目標の達成に向けて総合的な有機農業推進政策を策定し、本腰を入れて推進してもらいたい。

今回の意見交換会では特に、いっそうの有機農業推進のために求められる生産者（慣行農業農家）と消費者の有機農業理解増進のために、日本有機農業研究会（日有研）がこの 20 年間にわたり取り組んできた「有機農業公園」（具体的には足立区都市農業公園（東京都）の有機農業管理事業、及び今年 4 月から始めた世田谷区の桜丘農業公園（東京都））の事例を紹介し、そこから得られた有機農業政策の拡充に資する「有機農業公園」の意義と政策展開について提案しておきたい。

有機農業を広げるためには、生産者も消費者も、多くの人が食と農、有機農業の理解を深める機会と場を作っていかなければならない。小中学校や保育園の有機給食を地域自給で実現させる機運を高めることも重要だ。いくら国が「みどりの食料戦略」で有機農業の推進を掲げても、一般消費者の多くはまだ有機農業の意図も意義もよく理解しないまま、「有機農作物は値段が高く、手が出せない」という現状ではなかろうか。なかなか生産者や消費者双方の理解が進まない現状を打破するために、このような「有機農業公園づくり」を全国展開することを通して「みどりの食料戦略」の有機農業目標も浸透、達成する可能性があるかと確信している。

提案趣旨

農業の現場はふつうは私有地であり、それ故、農家や特定の関係者以外は入れない。貸し農園や観光農園のようなところでない、普通の人は目の前に田畑があっても、足を踏み入れることができない。もしも、子どもでも大人でも誰でも有機農業の田畑に足を踏み入れ、土に種を播き、苗を植え、作物を育てて収穫して食べることができる場があれば、有機農業のおもしろさとその価値を五感で実感することができる。地域の農家にとっても、有機農業公園は、常時、有機農業の技術が公開されている展示場となり、新規・転換を問わず、有機農業にじかに触れる機会は格段に増えるはずだ。

＜農＞の持つ力は、その現場の土の上に立ち、触れなければ感じることはできない。有機農業の世界を体感、学習、遊び、散歩できる空間/エリアが近場にあることによって、有機農業の理解が深まる。そのような空間を市民に提供する「有機農業公園」の設立を提案したい。

公園というからには公的なものがよく、公有地を活用し、地方自治体が公園運営事業を NPO など民間事業者へ委託するのが一般的であろう。その規模の大小は問わない。何を目的とするかが重要である。

具体例「足立区都市農業公園」「世田谷区桜丘公園」とは

足立区都市農業公園は、東京都の北部、荒川河川敷に沿った約6ヘクタールの公園であり、かつての農村地帯の田園風景を残そうと設立された。古民家や田畑、果樹が配置され、自然観察や農業体験の催しを行い、農園で収穫した野菜等を販売する直売所、レストラン等も整備されている。「自然と遊ぶ、自然に学ぶ、自然と共に生きる」がテーマの有機農業公園である。日有研はほぼ20年間にわたり、田んぼ（約12アール、モチ米）、畑（約35アール、数十種類の野菜）、果樹（梅、ブドウ、桃、ミカン）の有機農業管理を実施してきた。（<https://toshino.ces-net.jp/>）

世田谷区桜丘公園は、2025年4月に開園したもので、元は区内の農家の農耕地であった約25アールの畑地を有機農業公園として整備したものだ。日有研はその立ち上げのための整備とその後の有機農業管理を行い、早くも地元の子どもや家族連れが有機農業とじかに接する交流の場となっている。

「有機農業公園」のイメージ

(1) オーガニックビレッジ宣言を発出した自治体なら、それを記念する有機農業公園を設置することにより、有機農業の発信拠点となり、生産者、消費者の交流地点となる。

(2) 自治体が公園の生産管理を有機農業に精通したNPO法人などの民間に業務委託し、地域のベテランの有機農家が指導者として当たり、広く市民ボランティアにも参加してもらい、有機農業による田畑の管理をはじめ、体験学習会、講習会等の指導に当たる。

(3) 公園全体が、田畑や家畜を含めた有機農業の有畜複合モデルとなるようにし、新規就農希望者や慣行からの転換希望者の研修場としても活用する。それには、有機農業公園に有機農業学校的要素を加味すればよい。その地域で自給できる農畜産物を検討し、有効なプログラムの下で有機農業を体験、学習できる公園を目指す。

(4) 有機農業公園での生産物は、学校給食や保育園に提供することを目指す。農産物販売コーナーや食堂、カフェなどがあれば、地域の有機農業生産者の直売所ともなり、それは生産者、消費者の交流拠点ともなる。

(5) 有機農業講座をはじめ、有機農業向けの農具作り講習会、農産加工など多様な講習会を開く。子どもたちには農業作業や自然観察、昆虫採取など遊びの中から自然体で有機農業を体験してもらおう場となる。

(6) また、有機農業公園は、防災、広域避難場所とし、自家発電などエネルギー自給も目指す。深井戸の設置で飲料水の確保、灌漑水の確保をするのもよい。炭焼き、薪作りなどの体験・保存活動があってもよい。

(7) 有機農業公園の管理運営するNPO法人等は市町村内の学校農園の指導にも協力し、適切な指導者を派遣し、有機農業公園との連携をとる。学校教員や農園担当者に適切な指導ができる体制を作り、失敗のない学校農園づくりを導く。

(8) 「有機農業公園」の名称は、誰でも入ることができる公的な農業公園ならば、「〇〇市立有機農業公園」という呼称がよいだろう。この他、「森里川海公園」、「流域自給公園」でも「有機地域

自給公園」、でもよいし、「公園」は「耕園」、「耕縁」も考えられる。

以上のように、子どもたちのこのような有機農業体験が「有機農業公園」を通して地域の中で可能であれば、将来、地域の農業に関心・理解のある消費者も育つであろうし、将来の有機農家も生まれるであろう。農業に誇りを持つ人々を輩出できるのではないか。

この20余年にわたり足立区都市農業公園に取り組むなかで、子どもたちを地域が育て、その子どもたちがまた次の子ども世代を育てる、食べ物を地域で自給し、いのちの循環の基盤である森里川海を大事にする心を育むためには、有機農業公園という場とそのしくみはひじょうに有効なのではないかという思いがますます強くなった。

農林水産省や文科省、環境省など関係省庁の理解と十分な財政的支援によって、この事業を各地で軌道に乗せていくことを提案したい。このような「有機農業公園」は、明日の農と食と地域を支える、地域を愛する子どもたちの食べ物をつくり育てる農業公園であり、地域自給の発信拠点ともなるだろう。

参考資料 URL

・日本有機農業研究会の第51回全国大会（東京大会2025）は、2025年3月1-2日に東京で開催された。第2に目は、足立区都市農業公園の見学と種苗交換会等が現地で行われた。大会資料（A4、30ページ）は、以下からダウンロードできます。

<https://drive.google.com/file/d/1MRrxpx7t7sZ1RYFknL-v0kYkhIFRmtNs/view?usp=sharing>

日本有機農業研究会【議事3：意見交換】に向けた提案について

(1) 有機農業者の担い手確保

・農業大学校、農林環境大学をはじめ、高校、大学における本格的な有機農業の教育、研究に力を入れるべきである。

・新規就農支援の対象年齢を現行49歳未満を引き上げて、50歳台～60歳にまで引き上げ、諸要件も緩和すること。また、一般の農家を研修先にすることができるようにし、その場合、研修先農家に対してもそれへの支援を行うこと。

※現在の農家平均年齢68歳をかんがみると、この年代が大区画化され大規模なAI搭載機械を駆使したり経費のかかる施設化で採算をとりながらやっていけるとは考えにくい。だが、現在の多くのような中小の農家規模であれば、早期退職を促して早期に農業技術や経営を身につけて、今まさに引退しようとしている60～70歳台の農家の農地や技能を継承していくことが可能になる。収益や生産性等の諸要件も緩和すべきであり、研修時の支援、研修先の農家の対象を広げ、研修先農家の支援等も併せて要件を緩和し拡充する必要がある。農家を減らしてはならない。

「定年帰農」「田園回帰」は、今こそ、これからの中老年層の潮流になるだろう。もちろん若い人々の新規就農者への支援も、諸要件を緩和し拡充すべきである。

・有機農業では、「有畜複合小農」が有機農家の一つの典型的な経営方式モデルとされる。多種多様な旬の作物をつくり（小量多品目）、鶏卵や鶏肉のための小規模養鶏（50～500羽程度）を組み合わせて農場内循環（鶏糞を堆肥に、穀物・野菜くずを飼料に）や地域の里山・里海を含めた地域循環（落ち葉を堆肥に、海藻・魚を堆肥に）をつくり出す。大豆からは味噌・醤油を、野菜からは伝統の漬物や梅干しなど簡易な農産加工品をつくって食と農の伝統文化を継承する。

大規模化し単品生産による生産性・効率だけを追求するのではなく、このような中小規模（地域により具体的な広さは異なってくる）の複合的な有機農業経営モデルを、有機農業の一つの典型的な基本となるものと有機農業推進政策として打ち出し、行政資料にもそうした例示をすべきである。

（2）有機 JAS 認証の課題

・人為的に突然変異を誘発する育種法として重イオンビームや中性子線を使用して開発した品種の農作物が実用化されようとしている（一部の米で大規模な実用化がすでに始まっている）。2024年7月1日改訂の「有機 JAS」等の Q & A で、「有機農産物 JAS」において、放射線育種により開発した品種を「有機 JAS」認証して問題ないとした見解が出されたが、重イオンビーム育種はガンマ線使用の放射線育種とは細胞や遺伝子への作用が異なり、むしろゲノム編集技術に酷似している。ゲノム解析などが発達した現在、ゲノム編集技術（SDN-1）が特定の遺伝子を欠失させて新品種開発をするのと同類の技術と位置づけられる。

有機農業の原則では、歴史的に行われてきた選抜、交雑育種、そして自然突然変異の活用による品種育成に限ることとされる。他方、重イオンビーム育種のような品種開発の技術は、有機農業の原則に照らしても、また法的に準拠すべきコーデックス委員会の有機生産等のガイドラインをみても、禁止技術とされるべき技術である。このままでは、「有機 JAS」のみならず、有機農業全般に対する市民の信頼を裏切ることになる。直ちにこの見解を取り下げるべきである。

（3）有機農業のさらなる推進

・有機農業においては、「身土不二」や「顔のみえる関係」がだいじであると、地域における農家・生産者と消費者との直接的な農産物等の取引、地産地消などのできるだけ近場で生産したものを食べることが健康の源であり、農業のあり方であるとされてきた。オーガニックビレッジ政策や食育における基本計画はそうした理念・原則を具体化する施策であり、これへの支援をさらに拡充させるべきである。こうした地域に根ざした地域に向かう食料システム政策により、1人ひとりの食料の安全保障も拡充すべきである。

・販売方法においては、直接的な生産者と消費者の「提携」（産消提携）は総合的に農家を支え、消費者を支える有機農業を発展させるしくみである。それを地域に広げるため、地域での「有機朝市」や有機マルシェ、軽トラ市などへの公的施設の開放・提供などを積極的に行うことやそう

した取組みへの支援策の拡充をすべきである。また、学校給食や保育園、病院などの集団食に対しても、このような直接的な「提携」の精神による流通方法を基礎にしたものが望まれる。

- ・消費者の理解増進をはじめ多様なニーズに対応できる上述の「有機農業公園づくり」の政策的な支援も、この有機農業のさらなる推進のための有力な政策といえるだろう。

- ・気候変動に対し、農業生産におけるレジリエンス（回復力）を有するのは有機の土壌であり、有機農業による対応にこそ可能性がある。このことはすでに科学的な解明も進みつつあるが、この方向性での研究、実証を進め、有機農業の推進の根拠に据えていくべきである。

- ・慣行農業が、生物多様性への悪影響、窒素、リンの過剰な使用を招いていることはすでに明らかである。気候変動についても単に炭素を減らすことだけに還元すべきではない。多様な環境上の課題は、概ね有機農業が最適解をにぎっている、その方向での研究や議論を進めるべきである。

- ・品種開発を例にとっても、ゲノム編集や遺伝子操作があたかも気候変動などにも有効であるかのような政策が目立つが、そうした遺伝子を人為的に改変する技術は自然や環境、農産物等の攪乱を招きかねない。ゲノム編集技術は簡便にアクセスできるだけに、予防原則の考えに立ち、厳しく規制すべきである。他方、伝統の延長上に科学的な検討を加えて慎重に歩む有機農業における品種の育成（種採りを含む）の意義を多くの人々に広める必要がある。

(4) 有機農業の地域政策への位置づけ

- ・農村は農業で暮らし働く生業（なりわい）を農業とする農家を主体に形成され長年にわたり持続してきた。中小規模農家、小規模な自給的農家、いわゆる多くの多様な兼業農家で成り立ってきた農村社会において、これからの牽引役は有機農業であるとの位置づけをすべきであろう。ビジネスのための有機農業生産や産地づくりとしての有機というよりは、農村で暮らす基盤としての有機農業という位置づけをして、農村や連携する都市住民とが土に根ざした暮らしが基本となることを農村で実現させると共に都市に向かって発信すべきだろう。

以上

連絡先

〒162-0812 東京都新宿区西五軒町 4-10-502

(NPO 法人) 日本有機農業研究会

電話 03-6265-0148 FAX 03-6265-0149 Eメール info@1971joaa.org

ホームページ <https://www.1971joaa.org>

参考・日本有機農業研究会の案内 (B5、20 ページ)

<https://drive.google.com/file/d/163e3Io9BY78WfYtiYHBdNs0-vUZ3rmXb/view?usp=sharing>